



県章

山形県公報

令和5年11月7日（火）

第452号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

○知事指定薬物の指定の失効……………	（健康福祉企画課）	…1129
○農地を利用する権利の設定の裁定……………	（農業経営・所得向上推進課）	…1130
○同……………	（同）	…同
○同……………	（同）	…1131
○同……………	（同）	…同
○地域登録検査機関の登録事項の変更の届出……………	（農業技術環境課）	…1132
○公共測量の実施の通知……………	（農村計画課）	…1133
○土地改良区の役員の退任の届出……………	（村山総合支庁農村計画課）	…1134
○同……………	（同）	…同
○土地改良区の役員の就任の届出……………	（同）	…同
○山形県総合運動公園の利用料金……………	（村山総合支庁建設総務課）	…1135
○最上中央公園の利用料金……………	（最上総合支庁建設総務課）	…1150
○公共測量の実施の通知……………	（県土利用政策課）	…1152
○土砂災害警戒区域の指定……………	（砂防・災害対策課）	…同
○土砂災害特別警戒区域の指定……………	（同）	…1153
○開発行為に関する工事の完了……………	（置賜総合支庁建築課）	…同

正 誤

告 示

山形県告示第772号

山形県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成27年12月県条例第63号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定により、次のとおり知事指定薬物の指定が失効した。

令和5年11月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 失効した知事指定薬物の名称

- (1) N-メチル-1-(3-メチルフェニル)プロパン-2-アミン及びその塩類（通称名3-MMA、3-Methylmethamphetamine）
- (2) 1-(ベンゾ[d][1,3]ジオキサール-5-イル)-2-(シクロヘキシルアミノ)ブタン-1-オン及びその塩類（通称名N-Cyclohexylbutylone、Cybutylone）
- (3) N-(1-アミノ-3,3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル)-1-(ペント-4-エン-1-イル)-1H-インダゾール-3-カルボキシアミド及びその塩類（通称名ADB-4en-PINACA）

2 失効の理由

条例第2条第6号に掲げる薬物に指定されたため

3 失効年月日

令和5年11月5日

山形県告示第773号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をした。

令和5年11月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
酒田市山寺字小出本田下225番	田	2,557
酒田市山寺字小出本田下226番	田	482

2 利用権の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
耕作すること	令和6年2月	5年	121,560円

3 補償金の支払の方法

利用権の始期までに山形地方法務局酒田支局に補償金を供託する。

4 農地の所有者等の情報

なし

山形県告示第774号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をした。

令和5年11月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
長井市勸進代字平前3458番	田	7,270

2 利用権の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
耕作すること	令和6年2月	5年	388,215円

3 補償金の支払の方法

利用権の始期までに山形地方法務局米沢支局に補償金を供託する。

4 農地の所有者等の情報

なし

山形県告示第775号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をした。

令和5年11月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
東置賜郡川西町大字中小松字荒小屋2593番	田	1,329

2 利用権の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
耕作すること	令和6年2月	5年	39,870円

3 補償金の支払の方法

利用権の始期までに山形地方法務局米沢支局に補償金を供託する。

4 農地の所有者等の情報

なし

山形県告示第776号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をした。

令和5年11月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
東田川郡三川町大字成田新田字中城352番	田	4,173
東田川郡三川町大字成田新田字若谷地108番1	田	314
東田川郡三川町大字成田新田字若谷地108番2	田	337
東田川郡三川町大字成田新田字若谷地108番3	田	339
東田川郡三川町大字成田新田字内島野549番	田	310

2 利用権の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
耕作すること	令和6年2月	10年	492,570円

3 補償金の支払の方法

利用権の始期までに山形地方法務局鶴岡支局に補償金を供託する。

4 農地の所有者等の情報

なし

山形県告示第777号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和5年11月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 さがえ西村山農業協同組合
 代表理事組合長 安孫子 常哉
 寒河江市中央工業団地75番地
- 届出の内容

農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類			変更年月日
変 更 前	変 更 後	備 考	
佐藤 知徳 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	国内産農産物に限る。	令和5年7月31日
佐々木 和真 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
土田 裕之 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
鈴木 啓司 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
宮林 清 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
青木 悟 玄米、小麦、大豆、そば			
山崎 浩 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
佐藤 長弥 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
半澤 弘典 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
工藤 恭裕 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
大泉 敏志 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
結城 真人 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
結城 勇次郎 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
菊地 俊 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
飯田 信之 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
今田 竜乃助 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
氏家 俊希 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		

矢作 慎吾 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
結城 孝太 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
丹野 友樹 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
齋藤 俊樹 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
斎藤 勇介 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
土田 晋也 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
芳賀 剛 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
小野 大地 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
高子 龍也 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
鈴木 雄 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
佐藤 啓太 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
竹屋 寿一 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
佐藤 侑 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
前田 峻 玄米、大豆、そば	同 左
兼子 浩綺 玄米、大豆、そば	同 左
鈴木 翔 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
菊地 成 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
遠藤 義之 玄米、小麦、大豆、そば	同 左

山形県告示第778号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年11月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
東置賜郡川西町大字大塚地内
- 2 公共測量を実施する期間
令和5年11月13日から令和6年3月25日まで
- 3 作業の種類
公共測量（基準点測量）

山形県告示第779号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、上山市土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

令和5年11月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	神 保 文 行	上山市宮脇1013番地

山形県告示第780号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、龍湖土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

令和5年11月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	堀 利 光	山形市蔵王温泉34番地
同	草 苅 久 一 郎	同 蔵王堀田10番地
同	池 野 勇 男	同 蔵王上野1588番地の 1
同	武 田 尚 明	同 44番地
同	池 野 衛	同 南半郷53番地の 2
同	荒 井 正 広	同 蔵王半郷48番地
監 事	堀 川 澄 雄	同 蔵王上野78番地

山形県告示第781号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、龍湖土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

令和5年11月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	堀 利 光	山形市蔵王温泉34番地
同	草 苅 久 一 郎	同 蔵王堀田10番地
同	荒 井 義 幸	同 蔵王上野41番地
同	池 野 勇 男	同 1588番地の 1

同	高橋一男	同	973番地
同	荒井正広	同	蔵王半郷48番地
同	鈴木満太郎	同	南半郷34番地
監事	堀川澄雄	同	蔵王上野78番地
同	佐藤吉之	同	蔵王半郷96番地の6

山形県告示第782号

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号。以下「条例」という。）第15条の4第2項の規定により、山形県総合運動公園の利用料金を次のとおり承認した。

令和5年11月7日

山形県知事 吉村美栄子

1 利用料金

(1) 条例第5条第1項の許可を受けて同項各号に掲げる行為をする場合の利用料金

区 分			単 位	利用料金	
条例第 5 条第 1 項第 1 号に掲げる行為			1 人 1 日につき	730円	
条例第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる行為			1 平方メートル 1 日につき	70円	
条例第 5 条第 1 項第 3 号に掲げる行為			1 人 1 日につき	730円	
条例第 5 条第 1 項第 4 号に掲げる行為		写真撮影	1 人 1 日につき	730円	
		映画撮影	1 日につき	14, 690円	
条例第 5 条第 1 項第 5 号に掲げる行為	条例第 6 条第 1 項の許可を受けて有料公園施設を使用する者が広告物を表示する場合		1 広告物 1 平方メートル 1 日につき	1, 770円	
	陸上競技場に常時広告物を表示する場合	メインスタンド観覧席最上部フェンス	1 広告物 1 平方メートル 1 年につき	52, 460円	
		メインスタンド観覧席ゲート上部	1 広告物 1 平方メートル 1 年につき		
		フィールドゲート上部	1 広告物 1 平方メートル 1 年につき		
		器具庫入口上部	1 広告物 1 平方メートル 1 年につき		
		ゲートスロープ外壁	1 広告物 1 平方メートル 1 年につき		
		入場ゲート階段部	1 広告物 1 平方メートル 1 年につき		
	総合体育館に常時広告物を表示する場合	アリーナ	四隅柱壁上 部	1 広告物 1 平方メートル 1 年につき	52, 460円
			車いす席下 部	1 広告物 1 平方メートル 1 年につき	

		屋内プール	壁面	1 広告物 1 平方メートル 1 年につき	41,970円
		トレーニング室	壁面上部	1 広告物 1 平方メートル 1 年につき	
	テニスコートに常時 広告物を表示する場合	本部席屋根柱		1 広告物 1 平方メートル 1 年につき	41,970円
	屋外プールに常時広 告物を表示する場合	レクリエーション プール	壁面	1 広告物 1 平方メートル 1 年につき	41,970円
	第2運動広場に常時 広告物を表示する場合	ネットフェンス		1 広告物 1 平方メートル 1 年につき	41,970円
	第3運動広場に常時 広告物を表示する場合	ネットフェンス		1 広告物 1 平方メートル 1 年につき	41,970円
	屋内多目的コートに 常時広告物を表示す る場合	支柱壁面		1 広告物 1 平方メートル 1 年につき	41,970円
		東側ギャラリー手摺部		1 広告物 1 平方メートル 1 年につき	

備考

- 1 使用する面積が単位に満たないときは、その単位まで引き上げるものとする。
- 2 使用料金が年を単位として定められている場合で使用期間に1年未満の端数が生じるときは、当該端数に係る利用料金は、月割計算（1月未満の端数は、1月とする。）により算出した額とする。

(1) 有料公園施設を使用する場合の利用料金

イ いちねんパスによる使用の場合

施 設	区 分	利 用 料 金
陸上競技場（主要施設及び雨天走路に限る。）サブグラウンド	児童生徒等が使用する場合	1 人当たり 7,100円
	上記以外の場合	1 人当たり 14,200円

（注）陸上競技場（主要施設に限る。）は、12月1日から翌年の3月31日までの期間に限り使用することができる。

ロ 上記以外の場合

(イ) 主要施設の利用料金

a b 以外の場合

施 設	区 分	利 用 料 金
陸上競技場	全部を単 独で使 用する場合	アマチュアスポーツに使用する場合
	入場料金を領 収しない場合	児童生徒等のみが使用する 場合 1 時間当たり 1,040円
		上記以外の場合 1 時間当たり 2,080円

				入場料金を領収する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1 時間当たり 2, 080円	
					上記以外の場合	1 時間当たり 4, 160円	
				アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合	入場料金を領収しない場合		1 時間当たり 10, 390円
					入場料金を領収する場合		1 日当たり最高入場料金の250人分に相当する額（その額が41, 550円に使用時間数を乗じて得た額に満たない場合は、1 時間当たり41, 550円）
	上記以外の場合	児童生徒等が使用する場合	21人以上の団体で使用する場合		1 時間当たり 1, 040円		
			回数券による使用の場合		1 人11時間当たり 500円		
			上記以外の場合		1 人 1 時間当たり 50円		
		上記以外の場合	21人以上の団体で使用する場合		1 時間当たり 2, 080円		
			回数券による使用の場合		1 人11時間当たり 1, 000円		
			上記以外の場合		1 人 1 時間当たり 100円		
サブグラウンド	全部を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合			1 時間当たり 490円		
		上記以外の場合			1 時間当たり 980円		
	上記以外の場合	児童生徒等が使用する場合	10人以上の団体で使用する場合		1 時間当たり 490円		
			回数券による使用の場合		1 人11時間当たり 500円		
			上記以外の場合		1 人 1 時間当たり 50円		
		上記以外の場合	10人以上の団体で使用する場合		1 時間当たり 980円		
			回数券による使用の場合		1 人11時間当たり 1, 000円		
			上記以外の場合		1 人 1 時間当たり 100円		
	総合体育館	アリーナ	全部を単独で使用する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料金を領収しない場合	児童生徒等のみが使用する場合	1 時間当たり 1, 200円
						上記以外の場合	1 時間当たり 2, 400円

				入場料金を領収する場合	児童生徒等のみが使用する 場合	1 時間当たり 2,440円		
					上記以外の場合	1 時間当たり 4,880円		
				アマチュアスポーツ以外の用途に 使用する場 合	入場料金を領収しない場合		1 時間当たり 12,170円	
					入場料金を領収する場合		1 時間当たり 48,690円	
			半面を単独 で使用する 場合	児童生徒等のみが使用する場合			1 時間当たり 600円	
				上記以外の場合			1 時間当たり 1,200円	
			4 分 の 1 面 を単独で使 用する場合	児童生徒等のみが使用する場合			1 時間当たり 300円	
				上記以外の場合			1 時間当たり 600円	
			上記以外の 場合	児童生徒等が使用する場合			1 人 1 時間当たり 30円	
				上記以外の場合			1 人 1 時間当たり 60円	
			サブアリーナ	全部を単独 で使用する 場合	アマチュアスポーツに 使用する場 合	入場料金を領収しない場合	児童生徒等のみが使用する 場合	1 時間当たり 440円
							上記以外の場合	1 時間当たり 880円
入場料金を領収する場合	児童生徒等のみが使用する 場合	1 時間当たり 930円						
	上記以外の場合	1 時間当たり 1,860円						
アマチュアスポーツ以外の用途に 使用する場 合	入場料金を領収しない場合				1 時間当たり 4,620円			
	入場料金を領収する場合				1 時間当たり 18,470円			
半面を単独 で使用する 場合	児童生徒等のみが使用する場合				1 時間当たり 220円			
	上記以外の場合				1 時間当たり 440円			
4 分 の 1 面 を単独で使 用する場合	児童生徒等のみが使用する場合			1 時間当たり 110円				
	上記以外の場合			1 時間当たり 220円				
上記以外の 場合	児童生徒等が使用する場合			1 人 1 時間当たり 30円				
	上記以外の場合			1 人 1 時間当たり 60円				

柔道場	全部を単独で使用する 場合	アマチュア スポーツに 使用する場 合	入場料金を領 収しない場合	児童生徒等のみが使用する 場合	1 時間当たり 460円
				上記以外の場合	1 時間当たり 920円
			入場料金を領 収する場合	児童生徒等のみが使用する 場合	1 時間当たり 930円
				上記以外の場合	1 時間当たり 1,860円
		アマチュア スポーツ以 外の用途に 使用する場 合	入場料金を領収しない場合		1 時間当たり 4,620円
			入場料金を領収する場合		1 時間当たり 18,470円
	半面を単独 で使用する 場合	児童生徒等のみが使用する場合			1 時間当たり 230円
		上記以外の場合			1 時間当たり 460円
	上記以外の場合	児童生徒等が使用する場合			1 人 1 時間当たり 20円
		上記以外の場合			1 人 1 時間当たり 40円
剣道場	全部を単独で使用する 場合	アマチュア スポーツに 使用する場 合	入場料金を領 収しない場合	児童生徒等のみが使用する 場合	1 時間当たり 460円
				上記以外の場合	1 時間当たり 920円
			入場料金を領 収する場合	児童生徒等のみが使用する 場合	1 時間当たり 930円
				上記以外の場合	1 時間当たり 1,860円
		アマチュア スポーツ以 外の用途に 使用する場 合	入場料金を領収しない場合		1 時間当たり 4,620円
			入場料金を領収する場合		1 時間当たり 18,470円
	半面を単独 で使用する 場合	児童生徒等のみが使用する場合			1 時間当たり 230円
		上記以外の場合			1 時間当たり 460円
	上記以外の場合	児童生徒等が使用する場合			1 人 1 時間当たり 20円
		上記以外の場合			1 人 1 時間当たり 40円

	屋内プー ル	全部を単独 で使用する 場合	児童生徒等のみが使用する場合		1 時間当たり 2, 020円
			上記以外の場合		1 時間当たり 4, 040円
		半面を単独 で使用する 場合	児童生徒等のみが使用する場合		1 時間当たり 1, 010円
			上記以外の場合		1 時間当たり 2, 020円
		上記以外の 場合	児童生徒等 が使用する 場合	回数券による使用の場合	1 人11回当たり 1, 400円
				上記以外の場合	1 人 1 回当たり 140円
			上記以外の 場合	回数券による使用の場合	1 人11回当たり 2, 800円
				上記以外の場合	1 人 1 回当たり 280円
テニスコート		児童生徒等のみが使用する場合		1 面 1 時間当たり 270円	
		上記以外の場合		1 面 1 時間当たり 540円	
屋外プー ル	レクリエ ーション プール	児童生徒等 が使用する 場合	20人以上の団体で使用する場合		1 人 1 回当たり 340円
			上記以外の場合		1 人 1 回当たり 400円
		上記以外の 場合	20人以上の団体で使用する場合		1 人 1 回当たり 680円
			上記以外の場合		1 人 1 回当たり 800円
	50メート ルプール	全部を単独 で使用する 場合	児童生徒等のみが使用する場合		1 時間当たり 1, 840円
			上記以外の場合		1 時間当たり 3, 680円
		上記以外の 場合	児童生徒等が使用する場合		1 人 1 回当たり 100円
			上記以外の場合		1 人 1 回当たり 200円
サッカー場		児童生徒等のみが使用する場合		1 時間当たり 530円	
		上記以外の場合		1 時間当たり 1, 060円	
ラグビー場		児童生徒等のみが使用する場合		1 時間当たり 530円	
		上記以外の場合		1 時間当たり 1, 060円	
野球場		児童生徒等のみが使用する場合		1 時間当たり 530円	
		上記以外の場合		1 時間当たり 1, 060円	

運動広場		全部を使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合			1 時間当たり 380円	
			上記以外の場合			1 時間当たり 760円	
		半面を使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合			1 時間当たり 190円	
			上記以外の場合			1 時間当たり 380円	
第 2 運動広場		全部を使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合			1 時間当たり 520円	
			上記以外の場合			1 時間当たり 1, 040円	
		半面を使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合			1 時間当たり 260円	
			上記以外の場合			1 時間当たり 520円	
第 3 運動広場	広場 1	児童生徒等のみが使用する場合				1 時間当たり 530円	
		上記以外の場合				1 時間当たり 1, 060円	
	広場 2	児童生徒等のみが使用する場合				1 時間当たり 530円	
		上記以外の場合				1 時間当たり 1, 060円	
屋内多目的コート		全部を単独で使用する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料金を領収しない場合	児童生徒等のみが使用する場合	1 時間当たり 1, 920円	
					上記以外の場合	1 時間当たり 3, 840円	
				入場料金を領収する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1 時間当たり 3, 860円	
					上記以外の場合	1 時間当たり 7, 720円	
			アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合	入場料金を領収しない場合		1 時間当たり 19, 310円	
				入場料金を領収する場合		1 時間当たり 77, 220円	
			4 分の 3 面を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合			1 時間当たり 1, 440円
				上記以外の場合			1 時間当たり 2, 880円
		3 分の 2 面を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合			1 時間当たり 1, 280円	
			上記以外の場合			1 時間当たり 2, 560円	

	半面を単独で使用する 場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 960円
		上記以外の場合	1時間当たり 1,920円
	3分の1面を単独で使用する 場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 640円
		上記以外の場合	1時間当たり 1,280円
	4分の1面を単独で使用する 場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり 480円
		上記以外の場合	1時間当たり 960円
	上記以外の場合	児童生徒等が使用する場合	1人1時間当たり 40円
		上記以外の場合	1人1時間当たり 80円

- b 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳（以下「障害者手帳」という。）を提示して個人で利用する場合

施 設		区 分	利 用 料 金
陸上競技場	児童生徒等が使用する場合	回数券による使用の場合	1人11時間当たり 200円
		上記以外の場合	1人1時間当たり 20円
	上記以外の場合	回数券による使用の場合	1人11時間当たり 500円
		上記以外の場合	1人1時間当たり 50円
サブグラウンド	児童生徒等が使用する場合	回数券による使用の場合	1人11時間当たり 200円
		上記以外の場合	1人1時間当たり 20円
	上記以外の場合	回数券による使用の場合	1人11時間当たり 500円
		上記以外の場合	1人1時間当たり 50円
総合体育館	アリーナ	児童生徒等が使用する場合	1人1時間当たり 10円
		上記以外の場合	1人1時間当たり 30円
	サブアリーナ	児童生徒等が使用する場合	1人1時間当たり 10円
		上記以外の場合	1人1時間当たり 30円
	柔道場	児童生徒等が使用する場合	1人1時間当たり 10円
		上記以外の場合	1人1時間当たり 20円

	剣道場	児童生徒等が使用する場合		1人1時間当たり 10円
		上記以外の場合		1人1時間当たり 20円
	屋内プール	児童生徒等が使用する場合	回数券による使用の場合	1人11回当たり 700円
			上記以外の場合	1人1回当たり 70円
		上記以外の場合	回数券による使用の場合	1人11回当たり 1,400円
			上記以外の場合	1人1回当たり 140円
屋外プール	レクリエーションプール	児童生徒等が使用する場合		1人1回当たり 200円
		上記以外の場合		1人1回当たり 400円
	50メートルプール	児童生徒等が使用する場合		1人1回当たり 50円
		上記以外の場合		1人1回当たり 100円

(ロ) 附属施設及び器具の利用料金

a b 以外の場合

区 分			単 位	利 用 料 金	
				アマチュアスポーツに使用する場合	アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合
陸上競技場	トレーニング室	児童生徒等が使用する場合	1人 1時間につき	50円	
		上記以外の場合		100円	
	雨天走路	児童生徒等が使用する場合	1人 1時間につき	40円	
		上記以外の場合		90円	
	会議室		1室 1時間につき	160円	
	温水シャワー		1回につき	110円	
	放送設備		1時間につき	430円	860円
	運動用具（陸上競技用具を除く。）		1競技一式 1時間につき	100円	
	陸上競技用具		1品 1時間につき	20円	
			一式 1時間につき	1,850円	

	夜間照明施設			1, 500ルクスの照明 1 時間につき	32, 000円	160, 010円	
				1, 000ルクスの照明 1 時間につき	21, 340円	106, 660円	
				750ルクスの照明 1 時間につき	16, 010円	80, 010円	
				300ルクスの照明 1 時間につき	6, 400円	32, 000円	
				150ルクスの照明 1 時間につき	3, 200円	16, 010円	
				電光掲示板			入場料金を領収しない場合
入場料金を領収する場合	9, 910円	17, 780円					
サブグラウンド	運動用具（陸上競技用具を除く。）			1 競技一式 1 時間につき	100円		
	陸上競技用具			1 品 1 時間につき	20円		
				一式 1 時間につき	1, 500円		
総合体育館	トレーニング室	児童生徒等が使用する場合	回数券による使用の場合	1 人 11時間につき	500円		
			上記以外の場合	1 人 1 時間につき	50円		
		上記以外の場合	回数券による使用の場合	1 人 11時間につき	1, 000円		
			上記以外の場合	1 人 1 時間につき	100円		
	体力測定室	児童生徒等が使用する場合		1 人 1 回につき	60円		
		上記以外の場合			110円		
	合宿所	児童生徒等が使用する場合		1 人 1 泊につき	460円		
		上記以外の場合			940円		
	浴室	回数券による使用の場合		1 人 11回につき	1, 100円		
		上記以外の場合		1 人 1 回につき	110円		
	温水シャワー				1 回につき	110円	
	洗濯機				1 回につき	100円	

衣類乾燥機			1 回につき	100円	
大会議室	1 室を単独で使用する場合		1 時間につき	320円	
	2 分の 1 室を単独で使用する場合			160円	
会議室			1 室 1 時間につき	140円	
和会議室			1 室 1 時間につき	150円	
大会議室の放送設備			1 時間につき	30円	
アリーナ	展示ロビー	入場料金を領収しない場合	1 時間につき	140円	
		入場料金を領収する場合		590円	
	ホワイエ	入場料金を領収しない場合	1 時間につき	390円	
		入場料金を領収する場合		1, 550円	
	会議室 A 1		1 室 1 時間につき	140円	
	会議室 A 2		1 室 1 時間につき	140円	
	会議室 A 3		1 室 1 時間につき	60円	
	会議室 A 4		1 室 1 時間につき	120円	
	舞台音響設備		1 時間につき	1, 030円	2, 060円
	放送設備		1 時間につき	430円	860円
	得点表示板		1 時間につき	270円	
	バスケットボール用具		一式 1 時間につき	140円	
バレーボール用具		一式 1 時間につき	50円		
バレーボール用タラフレックスコート		一式 1 時間につき	220円		
テニス用具	シートを使用する場合	一式 1 時間につき	160円		
	上記以外の場合	一式 1 時間につき	50円		
バドミントン用具	シートを使用する場合	一式 1 時間につき	140円		
	上記以外の場合	一式 1 時間につき	30円		

		卓球用具		一式 1時間につき	30円	
		ハンドボール用具		一式 1時間につき	50円	
		体操競技用具	平行棒	一式 1時間につき	40円	
			ゆか	一式 1時間につき	130円	
			平均台	一式 1時間につき	50円	
			新体操	一式 1時間につき	280円	
			上記以外の種目	一式 1時間につき	30円	
			全種目	一式 1時間につき	850円	
		トランポリン用具		一式 1時間につき	100円	
		レスリング用具		一式 1時間につき	210円	
		つなひき用具		一式 1時間につき	210円	
		ポータブルステージ		一式 1時間につき	650円	1,300円
				1台 1時間につき	10円	20円
		スタッキングチェア		1脚 1日につき	10円	20円
		フロアシート		1枚 1日につき	50円	100円
	サブアリーナ	舞台音響設備		1時間につき	200円	400円
		放送設備		1時間につき	110円	230円
		バスケットボール用具		一式 1時間につき	140円	
		バレーボール用具		一式 1時間につき	50円	
		バドミントン用具		一式 1時間につき	30円	
		卓球用具		一式 1時間につき	30円	
		トランポリン用具		一式 1時間につき	100円	
		低式平均台用具		一式 1時間につき	30円	
		とび箱用具		一式 1時間につき	30円	

	柔道場 剣道場	放送設備	1 時間につき	30円	60円
		柔道用具	一式 1 時間につき	30円	
		空手用具	一式 1 時間につき	160円	
	屋内プー ル	放送設備	1 時間につき	40円	80円
		会議室 P 1	1 室 1 時間につき	270円	
		会議室 P 2	1 室 1 時間につき	60円	
テニスコ ート	温水シャワー		1 回につき	100円	
	会議室		1 室 1 時間につき	640円	
	放送設備		1 時間につき	70円	
	夜間照明施設		テニスコート 1 面の照明 1 時間 につき	740円	
			テニスコート 1 面の照明30分 につき	370円	
屋外プー ル	会議室		1 室 1 時間につき	680円	
サッカー 場	温水シャワー		1 回につき	100円	
	放送設備		1 時間につき	50円	
野球場	スコアボード		1 時間につき	570円	
	放送設備		1 時間につき	50円	
運動広場	運動用具		1 競技一式 1 時間につき	100円	
第 2 運動 広場	夜間照明施設		全灯使用 1 時間 につき	3,600円	
			全灯使用30分 につき	1,800円	
			1/2灯使用 1 時 間につき	1,800円	
			1/2灯使用30分 につき	900円	
屋内多目 的コート	会議室		1 室 1 時間につき	120円	
	放送設備		1 時間につき	50円	100円

テニス用具	一式 1時間につき	50円	
ミニサッカー用具	一式 1時間につき	100円	
ゲートボール用具	一式 1時間につき	50円	
ハンドボール用具	一式 1時間につき	50円	

（注）合宿所を県外に住所を有する者が使用する場合は、所定の料金の額に200円を加算した額とする。

b 障害者手帳を提示して個人で利用する場合

区 分			単 位	利用料金
陸上競技場	雨天走路	児童生徒等が使用する場合	1人 1時間につき	20円
		上記以外の場合		40円
総合体育館	トレーニング室	児童生徒等が使用する場合	回数券による使用の場合	1人 11時間につき 200円
			上記以外の場合	1人 1時間につき 20円
		上記以外の場合	回数券による使用の場合	1人 11時間につき 500円
			上記以外の場合	1人 1時間につき 50円

(ハ) 電気消費及び冷暖房加算額

区 分			単 位	加 算 額
アリーナ	電気	全灯使用	1時間につき	4,140円
		フロア及び観覧席全灯使用	1時間につき	3,540円
		フロア全灯使用	1時間につき	2,240円
		フロア1/2灯使用	1時間につき	1,120円
		フロア1/3灯使用	1時間につき	740円
		フロア1/4灯以下使用	1時間につき	560円
		舞台照明装置	1時間につき	1,820円
		持込機器電源	実費相当額	
	暖房	全館	1時間につき	13,220円
		フロア及び観覧席	1時間につき	11,750円

サブアリーナ	冷房	フロア	1時間につき	11,440円
		全館	1時間につき	12,170円
		フロア	1時間につき	11,220円
	電気	全灯使用	1時間につき	770円
		フロア全灯使用	1時間につき	720円
		フロア1/2灯使用	1時間につき	360円
		フロア1/3灯使用	1時間につき	240円
		フロア1/4灯以下使用	1時間につき	180円
		持込機器電源	実費相当額	
	暖房	フロア	1時間につき	1,840円
	冷房	フロア	1時間につき	1,800円
柔道場	電気	フロア	1時間につき	530円
		フロア1/2灯使用	1時間につき	300円
		持込機器電源	実費相当額	
	暖房	フロア	1時間につき	790円
剣道場	電気	フロア	1時間につき	480円
		フロア1/2灯使用	1時間につき	260円
		持込機器電源	実費相当額	
	暖房	フロア	1時間につき	750円
屋内多目的コート	電気	全灯使用	1時間につき	3,480円
		3/4灯使用	1時間につき	2,610円
		1/2灯使用	1時間につき	1,740円
		1/4灯使用	1時間につき	870円
		持込機器電源	実費相当額	

備考

- 1 いちねんパスの有効期限は、発行日から発行年度末日までとする。
- 2 この表において「入場料を領収する場合」とは、使用者がいずれの名義であるかを問わず、入場者からその入場の対価を領収する場合をいう。
- 3 この表において「児童生徒等」とは、幼稚園の幼児、小学生の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者をいう。
- 4 この表により利用料金を算出する場合は、使用する時間が単位に満たないとき、その単位まで引き上げるものとする。

2 適用期間

令和5年10月1日から令和6年3月31日まで

山形県告示第783号

山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号。以下「条例」という。）第15条の4第2項の規定により、最上中央公園の利用料金を次のとおり承認した。

令和5年11月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

(1) 条例第5条第1項の許可を受けて同項各号に掲げる行為をする場合の利用料金

区 分		単 位	利用料金
条例第5条第1項第1号に掲げる行為		1人1日につき	730円
条例第5条第1項第2号に掲げる行為		1平方メートル1日につき	70円
条例第5条第1項第3号に掲げる行為		1人1日につき	730円
条例第5条第1項第4号に掲げる行為	写真撮影	1人1日につき	730円
	映画撮影	1日につき	14,690円
条例第5条第1項第5号に掲げる行為	条例第6条第1項の許可を受けて有料公園施設を使用する者が広告物を表示する場合	1広告物1平方メートル1日につき	1,770円
	屋内多目的施設に常時広告物を表示する場合	四隅コンクリート壁面 1広告物1平方メートル1年につき	41,970円

備考

- 1 使用する面積が単位に満たないときは、その単位まで引き上げるものとする。
- 2 利用料金が年を単位として定められている場合で使用期間に1年未満の端数が生じるときは、当該端数に係る利用料金は、月割計算（1月未満の端数は、1月とする。）により算出した額とする。

(2) 有料公園施設を使用する場合の利用料金

イ 主要施設の利用料金

(イ) (ロ)以外の場合

有料公園施設の名称	区 分				利 用 料 金	
屋内多目的施設	全部を単独で使用する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料金を領収しない場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり	910円
				上記以外の場合	1時間当たり	1,820円

			入場料金を領収する場合	児童生徒等のみが使用する場合	1時間当たり	1,800円
				上記以外の場合	1時間当たり	3,600円
		アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合	入場料金を領収しない場合		1時間当たり	9,020円
			入場料金を領収する場合		1時間当たり	36,100円
	半面を単独で使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合			1時間当たり	450円
		上記以外の場合			1時間当たり	900円

(ロ) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示して利用する場合

有料公園施設 の名称	区 分				利 用 料 金	
屋内多目的施設	全部を単独で 使用する場合	アマチュアス ポーツに使用 する場合	入場料金を領収し ない場合	児童生徒等の みが使用する 場合	1 時間当たり	450円
				上記以外の場合	1 時間当たり	900円
			入場料金を領収す る場合	児童生徒等の みが使用する 場合	1 時間当たり	900円
				上記以外の場合	1 時間当たり	1, 800円
		アマチュアス ポーツ以外の 用途に使用す る場合	入場料金を領収しない場 合		1 時間当たり	4, 510円
			入場料金を領収する場合		1 時間当たり	18, 050円
	半面を単独で 使用する場合	児童生徒等のみが使用する場合			1 時間当たり	230円
		上記以外の場合			1 時間当たり	450円

ロ 附属施設及び器具の利用料金

区 分		単 位	利 用 料 金	
			アマチュアスポーツに使用する場合	アマチュアスポーツ以外の用途に使用する場合
屋内多目的施設	会議室	1時間につき	210円	420円
	放送設備	1時間につき	50円	100円
	テニス用具	一式 1時間につき	50円	
	ミニサッカー用具	一式 1時間につき	100円	

	ゲートボール用具	一式 1時間につき	50円	
--	----------	--------------	-----	--

ハ 電気消費加算額

区 分		単 位	加 算 額
屋内多目的施設	全灯使用	1時間につき	1,650円
	1/2灯使用	1時間につき	810円
	持込機器電源	実費相当額	

備考

- この表において「入場料金を領収する場合」とは、使用者がいずれの名義であるかを問わず、入場者からその入場の対価を領収する場合をいう。
- この表において「児童生徒等」とは、幼稚園の幼児、小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者をいう。
- この表により利用料金を算出する場合において、使用する時間が単位に満たないときは、その単位まで引き上げるものとする。

2 適用期間

令和5年10月1日から令和9年3月31日まで

山形県告示第784号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年11月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 公共測量を実施する地域
山形県最上総合支庁管内（新庄市、最上郡舟形町、同郡大蔵村、同郡鮭川村、同郡戸沢村）一般国道458号外
- 公共測量を実施する期間
令和5年10月20日から令和6年1月31日まで
- 作業の種類
公共測量（車載写真レーザ測量による地形測量）

山形県告示第785号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和5年11月7日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害警戒区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる 自然現象の種類
白須賀1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
白須賀2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
白須賀3	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに大蔵村役

場において縦覧に供する。

山形県告示第786号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和 5 年11月 7 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害特別警戒区域の名称	指定の区域及び法第 9 条第 2 項に規定する政令で定める事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
白須賀 1	別紙図面のとおりに	急傾斜地の崩壊
白須賀 2	別紙図面のとおりに	急傾斜地の崩壊
白須賀 3	別紙図面のとおりに	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに大蔵村役場において縦覧に供する。

山形県告示第787号

次の開発行為は、完了した。

令和 5 年11月 7 日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号
令和 5 年 8 月28日 指令置総建第42号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
東置賜郡高畠町大字高畠大在家42番 1、42番 2、42番の 4 の一部、42番 5 の一部、42番 6、42番 7、42番 8、42番 9、42番10、43番、48番 1、49番 1、49番 2、55番、55番 1、56番、62番
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称
東置賜郡高畠町大字安久津2180番地 3 有限会社こやな川

正				誤			
発行年月日	県公報 番 号	ページ	行	誤		正	
令和 5. 4. 14	第396号	396	44	小国町・白鷹町（以上 2 町について次の図に示す部分に限る。）		白鷹町（次の図に示す部分に限る。）	
同 10. 20	第448号	1067	9	〃 〃		〃 長井支店	

令和5年11月7日印刷
令和5年11月7日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県